

**大垣市第4次行政経営戦略計画
(大垣市行政改革大綱)**

令和3年3月

大 垣 市

目 次

1	戦略計画の概要	1
(1)	策定趣旨	1
(2)	これまでの行政経営の取組み	2
(3)	計画期間	2
(4)	持続可能な開発目標（SDGs）の反映	3
2	行財政を取り巻く環境	4
(1)	人口の減少と高齢化の進展	4
(2)	財政環境の変化	4
(3)	公共施設の老朽化の進行	5
(4)	コロナ禍を契機とした行政手続きの見直し	5
(5)	地域活動の担い手不足	5
3	基本目標	6
4	基本方針・重点項目	6
5	計画の推進	9

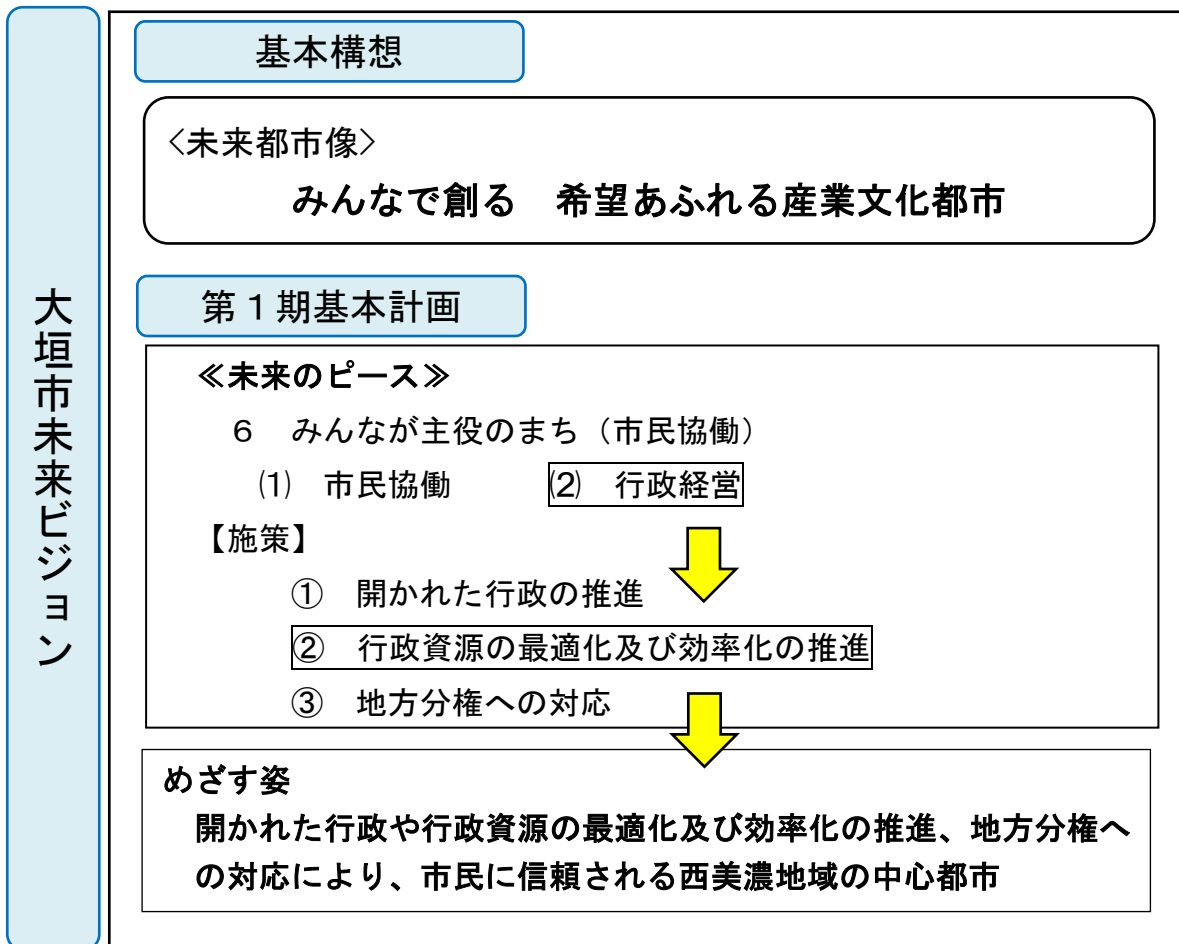
1 戦略計画の概要

(1) 策定趣旨

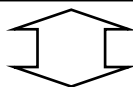
大垣市においては、財政改革や行政の減量化の手段としての意義が強調された行政改革から転換し、民間企業における顧客満足と生産性向上等の経営理念を行政にあてはめ、小さな市役所で大きなサービスを目指す行政経営を推進しています。

また、本市の未来ビジョンにおいても、未来のピースの一つに「みんなが主役のまち」を定め、その中に「行政資源の最適化及び効率化の推進」を掲げており、施策を推進する個別計画として行政経営戦略計画を位置付けています。

そこで、本計画では、職員の能力と組織の力を最大限発揮して、市民の満足度を高めながら効果的で効率的な行政運営を進めることにより、未来をひらく施策を積極的に展開する基盤をつくり、未来ビジョンの未来都市像「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」の実現につなげることを目的としています。



<<個別計画>>



行政経営戦略計画（行政改革大綱）

(2) これまでの行政経営の取組み

本市では、国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日通知)を参考に、平成18年度に行政改革から行政経営への転換や市民起点の視点を明確化した「(第1次)行政経営戦略計画」を策定し、以降、3次にわたる計画の中で、市民目線に立った民間の経営手法による簡素で効率的な行政運営に努めてきました。

◆これまでの行政経営戦略計画

第1次	平成18 ～21年度	<p>○もっと便利に もっと身近に ～小さな市役所・大きなサービス～へ確かな歩み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四次定員適正化計画の推進 ・事務所・支所の廃止、市民サービスセンターの設置 ・子育て支援部の設置 ・2保育園の民間移管、青墓・日新・荒崎の3幼保園開園 ・指定管理者制度の導入 ・市民と行政の協働のまちづくり指針の決定
第2次	平成22 ～26年度	<p>○現場からの改革「市民目線による市政の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次定員適正化計画の推進 ・3公民館の廃止、子育て総合支援センターの設置、北幼保園の開園 ・PFIによる南部学校給食センターの運用 ・水道事業等の検針・料金収納業務などの民間委託化 ・旅券(パスポート)発給業務、証明書等のコンビニ交付サービスの開始、総合窓口システムの稼働
第3次	平成27 ～令和2年度	<p>○次世代へつなぐ持続可能で効率的な改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用した軽自動車税のクレジット納付の開始 ・飲料等自動販売機の設置者選定に入札を実施 ・PPP(公民連携)事業手法による市役所来庁者立体駐車場の整備 ・市税の窓口納付、各種証明書発行手数料等のキャッシュレス化 ・ICT等を活用した電子市役所の推進 ・給付制度(老人医療費支給事業など)の見直し

(3) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2030年（令和12年）を年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年（平成27年）の国連サミットで採択されました。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）が設定されています。

また、国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改訂に当たる際は、SDGsの要素を最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの反映に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

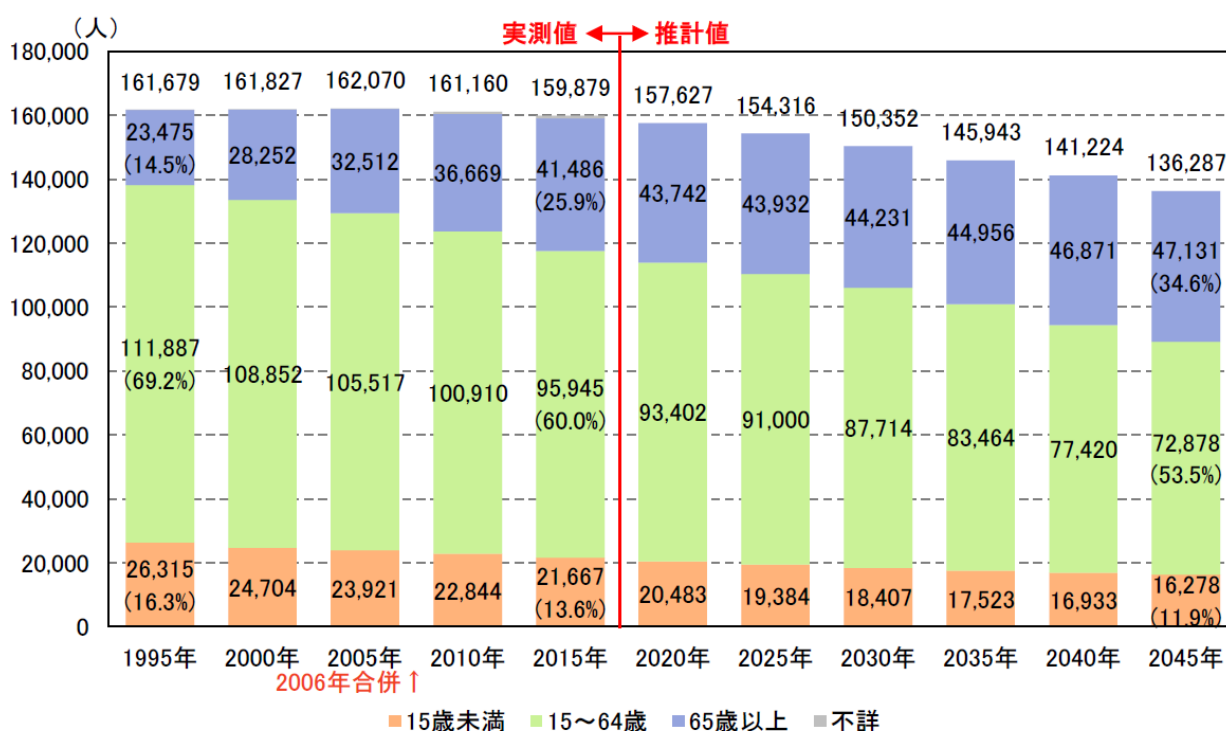


2 行財政を取り巻く環境

(1) 人口の減少と高齢化の進展

全国的な課題として捉えられている人口の減少は、本市においても平成27年国勢調査において減少が確認されています。定住人口の減少が今後も見込まれる中、人口に占める高齢者の割合は高まりつつあります。これは、税収の減少や高齢者扶助費の増加など財政資源の確保と投資の集中を必要とするものであり、行政サービスの質と量に偏重を及ぼすおそれがあります。

【年齢3区分別人口の推移】



※2005年（平成17年）以前は上石津町、墨俣町を合算（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所資料（2018年）より）

(2) 財政環境の変化

今後の財政推計では、令和7年度までに基金残高の減少及び地方債残高の拡大が見込まれています。こうした財政環境の変化に対応し、持続可能な行政運営を目指してサービスの適正見直しに取り組む必要があります。

【今後の基金残高・地方債残高の見込み（普通会計ベース）】

（単位：百万円）

区分	平成30年度	令和2年度	令和5年度	令和7年度
年度末基金現在高（財調・減債基金）	6,599	5,039	4,181	3,699
年度末地方債残高	67,479	69,644	69,401	70,608

（新市まちづくり計画（R2）より）

(3) 公有施設の老朽化の進行

昭和40年代以降の社会の高度化に伴って整備された上下水道や道路・橋梁、建物施設などの公共インフラについては、供用年数の経過とともに老朽化が進行しつつあります。

こうした中、耐震化を含めた施設改修の必要性と人口減少や少子高齢化による施設の利用ニーズの変化を踏まえながら必要なサービスを持続的に提供していくために、統廃合を含めた施設の配置見直しと長寿命化に取り組む必要があります。

(4) コロナ禍を契機とした行政手続きの見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるため、社会全体で人と人との接触の要因となる「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行を見直すことが求められています。

令和2年7月に国の「規制改革推進会議」において、書面規制、押印、対面規制の見直しに関する答申がなされ、また同月に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020」が閣議決定され、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。」こととされました。

本市においても、国の法令等に基づいて市が実施する手続及び市が独自に実施する手続について、国に準じて対応することが求められています。

(5) 地域活動の担い手不足

人口減少や超高齢社会の進行などにより、将来的な地域活動の担い手不足など、共助の支え合い体制の基盤が弱体化しつつあります。そこで、地域の多様な住民に開かれた取組にしていくとともに、継続的に活動していく上で必要な人材、資金、ノウハウを十分に確保できるよう、まちの持続性を確保するためのシステムづくりが求められています。

3 基本目標

行政運営の環境の変化に対応した経営が求められる中、住民に最も近い地方公共団体として、新たな時代を見据え、未来を先取りする社会変革に取り組む必要があります。

そこで、今後の環境の変化に対応した、持続可能な行政経営に取り組むため、次のとおり基本目標を設定します。

新たな時代に対応した行政経営戦略

4 基本方針・重点項目

基本方針 1 行財政改革の推進

新たな行政課題や多種多様な市民ニーズに対応するには、行政資源である人材や財源、資産の最適化・効率化が必要です。

財政面については、市税収入をはじめとする歳入の減少が見込まれる中、健全な財政運営に努めるとともに、自主性・自立性の高い財源の確保に取り組みます。

公共施設等については、老朽化が進行するとともに施設の需要も変化していきます。このため、既存施設の廃止、統合、改築、大規模改修による長寿命化に取り組み、安全で安心して市民が利用できる施設管理を推進します。

人材面については、働き方改革が求められる中、職員の最適配置や業務能率の向上、専門知識の習得による人材の育成など、行政需要を見据えた戦略的な取り組みを進めます。

重点項目

- (1) 健全な財政運営
- (2) 自主財源の確保
- (3) 公共資産のマネジメント
- (4) 人材育成・組織体制の強化

基本方針2 次世代型行政サービスの充実

新たな時代を見据え、これまでの書面、押印、対面による行政サービスから、利用者目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする次世代型行政サービスへと転換し、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、SNSや動画等の多様なツールを活用するなど、市政情報発信の強化に努めます。

また、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できるものについては、積極的に民間活力を活用します。

既存の事務事業についても、事業実施の妥当性、事業の成果・効率性などを継続的に確認し、積極的な見直しを行う中で、事業の充実を図っていきます。

重点項目

- (1) デジタル化の推進
- (2) 市政情報発信の強化
- (3) 行政手続の見直し
- (4) 民間活力の活用
- (5) 事務事業等の見直し

基本方針3 市民との共創の推進

「共創」とは、社会課題の解決を目指し、市民や民間事業者等、様々な立場の人たちと対話を進め、相互の知恵、ノウハウを結集して新たな価値を創出することを表します。

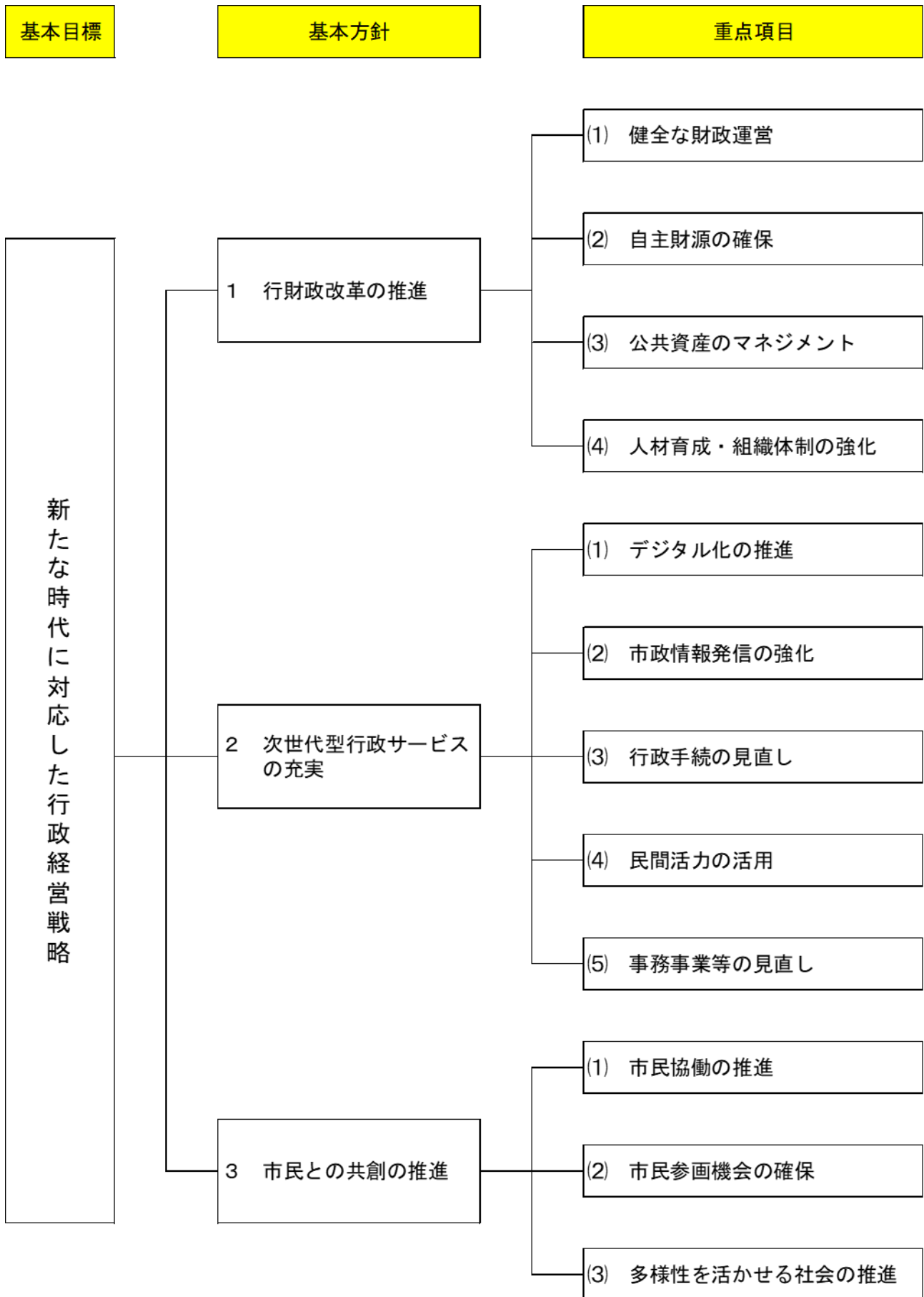
今後の自助・共助・公助のあり方を念頭に置きながら、市民一人ひとりの力をまちづくりに生かすため、市民協働を推進し、企業やNPO、高等教育機関、西美濃地域の周辺自治体との広範な協働体制の確立に努めます。

また、市民との情報共有を推進するなど市民が市政に参画しやすい環境づくりに努めるとともに、多様な価値観を尊重しながら、個人が有する能力を生かし活躍できる環境を整備し、共創に向けた基盤づくりを推進します。

重点項目

- (1) 市民協働の推進
- (2) 市民参画機会の確保
- (3) 多様性を活かせる社会の推進

体系図



5 計画の推進

(1) 実施プランの策定

本計画に基づく行政経営の取組みを着実に推進するため、具体的な取り組み目標を明確化した「実施プラン」を策定します。実施プランには、可能な限り明確な数値目標を設定します。

実施プランについては、行政を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、前期3年間と後期3年間に分けて取り組みます。

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画	← 第4次行政経営戦略計画 →					
実施プラン	← 前期実施プラン →			← 後期実施プラン →		

(2) 実施プランの修正

計画策定時想定されなかった制度改正や著しい社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ、計画期間内においても実施プランの修正を適宜行うこととします。

(3) 進行管理

実施プランの実効性を確保するため、設定した目標値に対する実績値などで、確実な進行管理を行い、進捗状況については、議会及び有識者等からなる「大垣市行政改革推進審議会」に適宜報告するとともに、市のホームページや市政情報コーナーを活用し公表します。

(4) 推進体制

庁内に設置した「大垣市経営戦略会議」において検討した結果に基づき、行政改革推進審議会の助言を得るなど、その理解と協力を得ながら着実に計画を推進します。